

令和8年度労働報酬下限額に係る品川区公契約審議会の答申について

総務委員会資料
令和7年11月26日
企画経営部経理課

1 品川区公契約審議会について

品川区公契約審議会(以下「審議会」という。)は、「品川区公契約条例」に基づき設置される附属機関で、区長の諮問に応じて、労働報酬下限額の算出基準等について調査審議し、答申を行う。

2 労働報酬下限額について

対象公契約(※)に従事する労働者に対して適用される労働報酬の下限額。

※ 1億8千万円以上の工事請負契約、2千万円以上の規則で定める業務委託契約、規則で定める指定管理協定

3 審議日程等

令和7年 8月21日 区長から審議会に対し諮問

「令和8年度の労働報酬下限額を算出するための基準を定めるにあたり、貴審議会の意見を求める」

令和7年 8月21日 第1回審議会開催

令和7年10月29日 第2回審議会開催

令和7年11月21日 第3回審議会開催、審議会から区長に対し答申

令和7年12月以降 区長が令和8年度の労働報酬下限額を告示

4 答申内容

別添のとおり

令和7年11月21日

品川区長 森澤 恭子 様

品川区公契約審議会
会長 藤井 直子

令和8年度の労働報酬下限額を算出するための基準について（答申）

令和7年8月21日付品企経発第18-2号により、本審議会に対し行われた諮問に対し、下記のとおり答申します。

記

令和8年度の労働報酬下限額（令和8年4月1日以後に締結する契約について適用）を算出するための基準については、次の1および2の内容とすることが適当である。

また、3のとおり委員の意見を付します。

1 工事または製造の請負契約に係る労働報酬下限額の算出基準

(1) (2)に掲げる者以外の者

令和8年度の東京都における公共工事設計労務単価（以下「都設計労務単価」という。）に90%を乗じて得た額を1時間当たりの単価とした額とすること。

なお、「建具工」および「建築ブロック工」2職種について、都設計労務単価が示されない場合は、それぞれ類似する職種である「内装工」および「石工」の単価を準用し、1時間当たりの単価を算出すること。

また、当該2職種以外の職種について、都設計労務単価が示されない場合は、令和7年度における当該職種の都設計労務単価に、令和8年度の都設計労務単価の平均変動率を乗じて得た額を基準として、1時間当たりの単価を算出すること。

(2) 見習い、手元等の労働者および年金等受給に伴い日当たり賃金を調整している労働者

令和8年度の都公共工事設計労務単価のうち「軽作業員」の単価に70%を乗じて得た額を1時間当たりの単価とした額とすること。

2 工事または製造以外の請負契約、業務委託契約および指定管理協定に係る労働報酬下限額の算出基準

次のとおり算出すること。

- (1) 行政職給料表（二）1級16号級の給料月額を162.75で除して得た額を算出する。（※1）
- (2) (1)の額に1.2を乗じて得た額を算出する。（※2）
- (3) (2)の額に1.0676を乗じて得た額を算出する。（※3）

なお、算出の際に適用する行政職給料表（二）については、令和8年4月1日において施行されている最新の給料表とすること。

※1 「会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例」第5条第3項に定める勤務1時間当たりの報酬額の算出方法に準じて計算を行う。

※2 「会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例」第7条に定める地域手当に相当する報酬額の算出方法に準じて計算を行う。

※3 一般事務3類初任給の令和6年度および令和7年度の前年からの変動を踏まえた割合による。

3 委員からの意見

- (1) 労働報酬下限額の算出基準については、職種別労働報酬の検討を含め、社会情勢や他自治体の動向を踏まえ、毎年度必要な見直しを行うことが望ましい。
- (2) 見習い、手元等の労働者に係る労働報酬下限額の算出基準については、就業実態に即した内容となるよう、引き続き検討を行うことが望ましい。
- (3) 公契約条例の適正履行のため、事業者および労働者への制度周知、状況確認等に努められたい。